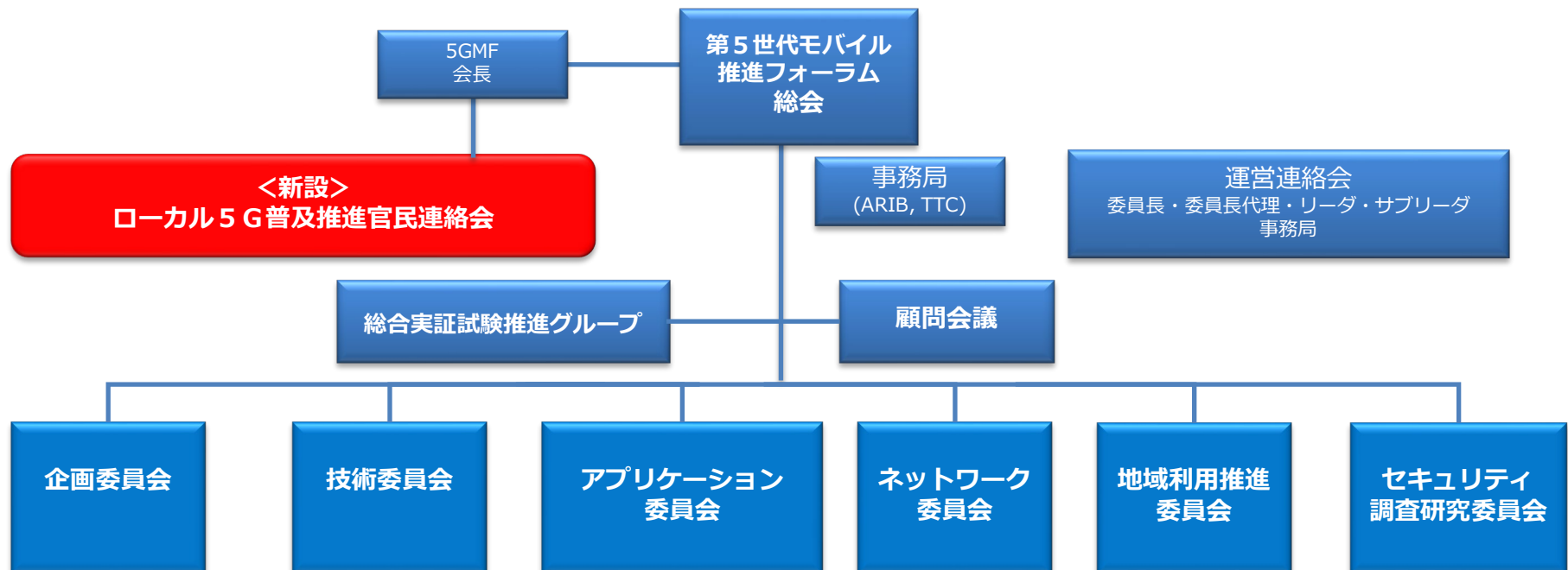


普及啓発活動／官民連携による普及推進体制の構築 ～第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）にL5G官民連絡会を設置～

- 2014年、5Gの普及に向けて、産学官が連携して取組を推進するため、5Gの研究開発・標準化の方向付けを行い実用化を推進すること等を目的として「第5世代モバイル推進フォーラム」(5GMF)が設立。
- 今後、ローカル5Gが普及段階に入り、工場、農地、交通、医療、建設現場、災害現場など様々な場面におけるローカル5Gの導入を推進していく観点から、それぞれの分野を所管する関係省庁、それぞれの事業分野を代表する関係団体、各地域のローカル5G推進組織等から構成される官民連絡会を構築し、行政情報(無線局免許制度、5G投資促進税制、ローカル5G開発実証事業、5Gソリューション提供センター(仮称)等)の情報交換・連携や、全国的な普及啓発活動を行う。



L5G普及推進官民連絡会の役割と参加主体

➤ (1) 役割

- ・L5G導入主体等と関係政府機関、通信事業者、ベンダー等を繋ぐハブ機能
- ・関係省庁や各地域L5G推進組織間の連携推進
- ・L5G導入促進に係る普及啓発活動

➤ (2) 参加主体

関係政府機関(総務省、経産省、農水省、国交省、厚労省、警察庁)、関係団体(ARIB、CIAJ、TCA、JEITA、RMK、JCTA、5GMF※等)、総合通信局・沖縄総合通信事務所(各地域L5G普及推進組織)

ローカル5G普及推進官民連絡会

総合通信局

関係省庁

- 情報提供
・地域での活動
・アイデア等

結果提供

- 情報提供
・各省庁での施策等

5GMF事務局

(総務省デジタル経済推進室)

- 情報提供
・アイデアや要望
・L5G関心企業の紹介等

結果提供

関係企業・団体

問い合わせ

L5G導入関心企業等の外部主体

5GMF

2014年、5Gの普及に向けて、産学官が連携して取組を推進するため、5Gの研究開発・標準化の方向付けを行い実用化を推進すること等を目的として「第5世代モバイル推進フォーラム」(5GMF)が設立。

5GMF
総会

- 回答
・アイデアの検討
・結果

- 検討依頼
・集約された
アイデアや要望

予算措置

事業実施

各種
委員会

※ARIB(一社)電波産業会
CIAJ(一社)情報通信ネットワーク産業協会
TCA(一社)電気通信事業者協会
JEITA(一社)電子情報技術産業協会
RMK(一社)陸上無線協会
JCTA(一社)日本ケーブルテレビ連盟
5GMF 第5世代モバイル推進フォーラム

L5G普及推進官民連絡会の活動方針

I. L5G導入主体等と関係政府機関、通信事業者、ベンダー等を繋ぐハブ機能

- 「関係省庁、総合通信局（各地域のL5G推進組織の代表の立場を含む）及び関係団体」（構成員）は、ローカル5G（L5G）やICT利活用に関する施策・事業に関する情報を事務局に対し提供し、事務局が内容を精査した上で構成員に展開する。展開された情報の取扱いについては、各構成員が判断する。
- 事務局は5GMF（第5世代モバイル推進フォーラム）に置き、総務省デジタル経済推進室も積極的に支援する。

II. 関係省庁間の連携推進

- ◆ 【関係省庁に期待される役割とメリット】
 - ・ 事業を検討している実施主体に対し、想定される利活用場面に応じた適切なアドバイスを行うことが可能となる（例：建設現場でのローカル5Gを活用する事業について、国交省・関係団体が、現場のニーズに基づき、建設分野に関する専門的な助言する等）。
 - ・ 進行中の事業実施主体に対し適切なアドバイスを行うことができるとともに、事業の進行状況を把握することが可能となる。（例：農村で夏期に予定していた事業が秋期にずれした場合、どのように事業内容を変更すれば現場の農業従事者にとって有益かの助言等）
 - ・ 関係省庁の予算の組み立て等を参考として、各省庁の新たな施策の検討に有効活用することが可能となる。
- ◆ 地方レベルにおいても、関係省庁と総合通信局及び各地域L5G推進組織との連携を推進し地域活性化を図る。

III. L5G導入促進に係る普及啓発活動

- ✓ 構成員（主にユーザー側）は、各構成員に参画する自治体や企業等からのローカル5G利活用に関する提案や相談を事務局に対して行い、事務局は当該提案事項等を解決すべく対応可能と想定される構成員（主にベンダー側）に対し情報提供する。
- ✓ 各構成員に参画する自治体や企業等から構成員への提案等について、各団体に「ご意見箱」等があれば、それを活用してもらう。（各構成員のご判断により、内容を精査せず、そのまま事務局に提出することも可とする。）
- ✓ 原則として事務局に対する提案等は構成員からのみとし、個社から個別には受け付けない。ただし、構成員が認めた場合には、この限りではない。
- ✓ 構成員から事務局への提案等は、事務局が別に指示する手法によりポータルサイト等（別途検討）に登録し、事務局において取り扱いを検討する。
- ✓ 事業実施主体と関係団体・企業間で調整を行った結果、横展開が可能と事務局が判断した優良事例については、可能な範囲で公開する。
- ✓ 機会を捉えて連絡会主催のセミナーやワークショップを開催し、他団体主催のセミナー等にも積極的に参画する。

構成員からの提案事項及び情報提供の流れ

